

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : (株)JX通信社
代表者及び住所 東京都千代田区神田錦町2丁目2番地1
代表取締役 米重 克洋
2. 指名停止措置期間 : 令和5年8月21日から令和5年11月20日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社JX通信社は令和5年3月8日に「SNS情報収集業務」(令和5年度役務)の落札予定者となったが、その後特記仕様書の解釈を誤っていることが判明し、特記仕様書に記載どおりの業務を履行ができないとのことで契約辞退を申し出たものである。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社JX通信社が次年度発注案件の落札予定者となった後に契約辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 磯川 健一 (内線 2512)